

松江市監査委員告示 第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 8 年 3 月 25 日付け松江市監査委員告示第 5 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 8 年 5 月 28 日

松江市監査委員 三 島 康 夫  
松江市監査委員 宮 内 浩 二  
松江市監査委員 米 田 ときこ

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>3 監査意見</p> <p>(1) 人員の確保について</p> <p>近年特に増大している救急需要に対応するため、令和 4 年度に消防職員の条例定数を増やし、職員採用試験に新たな区分を設けるなど幅広い人材獲得に努められている。現状の職員数は条例定数より 12 人少なく、出動態勢に深刻な影響が出るほどでは無いが慢性的な人員不足の状態にある。隊員の負担軽減と安定した出動態勢の確保、課題とされている専属指揮隊の設置等に向け、引き続きあらゆる手段を講じて必要な人員の確保に努められたい。</p> <p>(2) 車両の計画的な配備・更新について</p> <p>車両の更新は年次計画を立てて進められているが、財政的な事情もあり、更新基準年数を超えて運用されている車両がある。また、予備の救急自動車について、消防力の整備指針によれば目標台数が 2 台となる所現状は 1 台であるなど、増大する救急需要に対して万全とは言えない状況にある。近年は納車までにかかなりの時間を要する車種もあるため、年次計画に基づく車両更新手続きは早期に着手し、更新基準年数を大幅に超え</p>	<p>(1) 人員の確保について</p> <p>令和 8 年度は 16 人を新規採用し、4 月 1 日時点で 268 人の職員数となります。なお、救急出動件数の増加に的確に対応し、市民の皆様の安心・安全を確保するための対応力を強化するとともに、消防職員の働き方改革のため、職員定数を 270 人から 13 人増の 283 人とする条例改正を行いました。今後も適時状況等を精査し、職員定数及び体制の見直し・効率化を図ってまいります。</p> <p>また、職員採用試験については、今後も社会人経験者を募るなど多様な採用区分を設定し、市・県の内外を問わず積極的に広報活動を行い、人材の確保に務めてまいります。</p> <p>(2) 車両の計画的な配備・更新について</p> <p>車両更新につきましては、年次計画をもとに進めております。更新基準年数を大きく超過していた消防車両（水槽車）は、令和 9 年度に更新の予定です。その他の更新基準年数を超過した車両についても、日常点検、定期点検を実施し不備がないよう維持しながら、可能な限り年次計画に沿って更新するよう努めてまいります。また予備の救急車両については、救急需要の状況を改めて精査し、必要に応じて更新計画を柔軟に見直すなどし</p>

ることがないよう努められたい。

(3) メンタルヘルス対策、働きやすい職場環境等の整備について

消防職員の多くが生命・身体の危険をはらむ現場活動を行っており、ストレス対策は特に重要である。メンタルヘルス対策やハラスメント対策として、相談窓口の設置や外部講師による研修等が行われているが、引き続き、職員が相談しやすい体制等の整備・充実に取り組みたい。また、地方公務員の定年引き上げに伴う高齢期職員の体力・経験等を踏まえた活躍のあり方や、若手・中堅職員等の早期離職の抑制について、中長期的な視点で取り組みたい。

(4) 救急救命講習会等について

本市では応急手当普及員が約 330 人認定されているが、3 年毎に再講習を受ける必要があることから、受講人数の目標を設定し育成に努められたい。その他の市民向け講習についても、周知方法を工夫して受講の働きかけを行い、地域や事業所等で応急手当が行える市民が更に増えるよう引き続き取り組みたい。

て、消防力の整備指針の目標台数となるよう務めてまいります。

(3) メンタルヘルス対策、働きやすい職場環境等の整備について

メンタルヘルス・ハラスメント対策として、産業カウンセラーによる相談窓口の運用を令和 8 年度から開始します。外部講師等による研修等も継続的に実施することで、職員が相談しやすい体制等の整備を行います。

地方公務員の定年引き上げに伴う高齢期職員の体力・経験等を踏まえた活躍のあり方については、日勤救急隊設置等の調査研究を開始するなど必要な対応を行います。

また、若手・中堅職員等の早期離職の抑制については、面談等を通じて管理職から積極的かつ丁寧なコミュニケーションを図るよう取り組むとともに職員研修等を行います。

働きやすい職場環境等の整備については、消防組織法に基づく消防職員委員会を適切に実施することで、職員からの意見を幅広く求め、職場環境改善を図ってまいります。

(4) 救急救命講習会等について

令和 8 年度から救急室を救急課に格上げし、応急手当普及啓発の一層の推進、救急隊員教育の充実強化を図っております。

応急手当普及員講習の再受講率については、令和 6 年度 71%、令和 7 年度 65%とほぼ横ばいであり、令和 8 年度は 75%以上を目標に取り組んでいます。

普及員を継続的に育成するため、講習受講者を一元的に管理・把握し、また普及員の継続意欲を高めるため、普及員主導による救急講習の実施を積極的に促しています。普及員が講習を行う際には、救急課担当者が補助者として参加してサポートするなど普及員の再講習促進のために取り組んでいます。また、今後は、普及員の活動を可視化し広報することで、「自分たちの活動が救命率

向上につながっている」という実感を持ってもらえる取り組みを検討してまいります。

その他、救急講習受講者数を増やし啓発活動の推進を図るため、SNS を活用した情報発信や、公民館長会・事務連絡会を通じた地域への働きかけ、松江市社会福祉協議会と連携し、地域の方々が集まるサロン活動への出前講座（講習）や地域福祉リーダー（民生委員、ボランティア）への講習開催など、積極的な普及啓発活動を行ってまいります。